

平成30年（ワ）第1551号 石炭火力発電所建設等差止請求事件

原告 ■■■ ■■■ 外39名

被告 株式会社神戸製鋼所 外2名

準備書面（3）

令和元年8月13日

神戸地方裁判所 第2民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池田 直樹

同 浅岡 美恵

同 和田 重太

同 吉江 仁子

同 金崎 正行

同 杉田 峻介

原告ら訴訟復代理人弁護士 喜多 啓公

同 與語 信也

第1 微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）による権利侵害

1 はじめに

本件訴訟において、原告らは、本件新設火力発電所の稼働によって発生するPM2.5による人格権、平穩生活権の侵害を主張してきた。

本準備書面では、PM2.5の曝露によって生ずる健康影響を整理したうえで、PM2.5に係る環境基準が設定されているにもかかわらず、被告神戸製鋼らがPM2.5の予測結果を公表していないことが不当であることを主張する。また、被告神戸製鋼らは、本件新設火力発電所の稼働によってPM2.5を大量に排出することを主張する。

なお、略称については、従前と同じものを用いる。

2 PM2.5とは

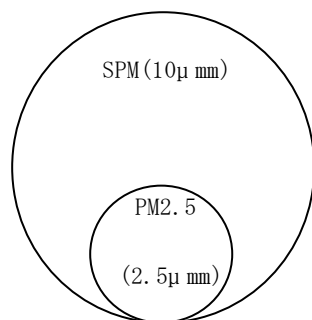
大気中には、粒子状物質が浮遊している。粒子状物質は、粒子の大きさ（粒径）によって分類される。

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が10 μm （マイクロメートル）（1 μm は、1mmの1000分の1）以下の粒子である。浮遊粒子状物質は、SPM（Suspended Particulate Matter）と略称される。

微小粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5 μm 以下の粒子である。微小粒子状物質は、PM（Particulate Matter）2.5と略称される。2.5は、粒子の大きさを表しており、 μm の単位で2.5の数値であることを意味する。PM2.5は、アレルギー疾患の一種である花粉症の原因となる花粉の大きさ（30 μm 程度）と比較すれば、非常に小さな粒子であることがわかる。

環境基本法16条1項に基づいて定められたPM2.5に係る環境基準である「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日環境省告示第33号）（甲B6）では、PM2.5は、「大気中に浮遊する粒

子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子」と定義される。粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子で構成されるSPMは、PM $_{2.5}$ を包摂する関係にある(図1参照)。

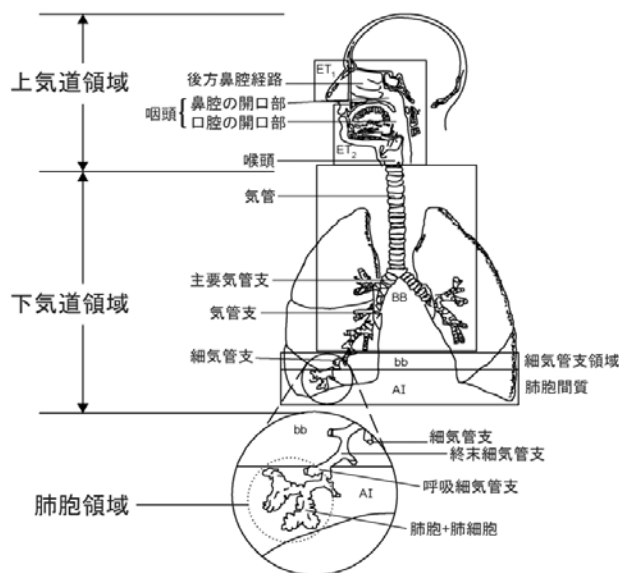


【図1】粒子状物質の呼称と粒径(原告ら代理人作成)

3 PM $_{2.5}$ による健康影響

(1) PM $_{2.5}$ の曝露による健康影響が生じるメカニズム

ア 呼吸器への沈着



【図2】ヒトにおける呼吸器系構造(甲B1・1-9より抜粋)

大気中の粒子状物質は、呼吸器系を通じて体内に吸入される。呼吸器系は、鼻、咽頭、喉頭、気管、気管支、肺から構成される。呼吸器系は、構造的に

は、鼻から咽頭、喉頭までの上気道領域、気管から気管支、細気管支を経て終末細気管支に至る下気道領域、呼吸細気管支及び肺胞道、肺胞囊からなる肺胞領域の3つの領域に分けられる（甲B1・1-9）。

体内に吸入された粒子状物質は、粒径に応じて呼吸器部位へ沈着する（甲B1・1-11）。沈着とは、呼吸器系に吸入された粒子が気道粘膜若しくは肺胞に接着し、再び気流に戻ることがない状態をいう（甲B1・1-8）。粒径2 μm より小さい吸入粒子の沈着率は、30～60%であり、ほとんどが肺胞領域に沈着する（甲B1・1-12）。沈着した粒子状物質は、呼吸器系がもつ種々の自浄作用（くしゃみ等）によって除去されるか、別の部位（呼吸器の別の領域又は呼吸器外）に移動することによって除去される。肺胞領域に沈着したPM_{2.5}の場合は、白血球の一種である肺胞マクロファージによる貪食や血液等への移行で除去される。PM_{2.5}は、除去されづらく、呼吸器での滞留時間が長い（甲B1・1-14、1-15）。このように沈着したPM_{2.5}や血液等へ移行したPM_{2.5}の成分等が、呼吸器・循環器系の死亡や罹患の増加を引き起こす。

イ 呼吸器系への影響

PM_{2.5}は、呼吸器に沈着する際に、呼吸器に様々な影響を発現させる。PM_{2.5}は、粒径が非常に小さいため、肺の奥深くまで吸入しやすく、肺の下気道領域や肺胞領域まで到達して沈着する。沈着したPM_{2.5}は、気道や肺に炎症反応を誘導し、高濃度な曝露の場合には肺障害が発現する。また、PM_{2.5}は、気道の抗原反応性を増強し、ぜん息やアレルギー性鼻炎を悪化させる。呼吸器感染の感受性も高める。（甲B1・3-2）。

ウ 循環器系（心血管系）への影響

また、PM_{2.5}は、循環器系（心血管系）にも様々な影響を及ぼす。

PM_{2.5}は、肺組織を透過して血管や循環器に影響したり、呼吸器内に存在する知覚神経終末を刺激して自律神経に変調を引き起こすとされている。

また、呼吸器内の炎症反応を介して血液凝固系を促進すると考えられている（甲B1・3-3）。

PM2.5は、呼吸器刺激や自律神経機能への影響等を介し、不整脈等を引き起こす。また、PM2.5は、血小板や血液凝固系の活性化、血栓形成の誘導等を介し、血管狭窄性病変を起こしやすくし、心臓に直接的、間接的に悪影響を及ぼす（甲B1・3-3）。

(2) PM2.5による健康影響

ア 疫学調査

粒子状物質の健康影響を科学的に調査する方法としては、疫学調査と動物を用いた実験研究がある。疫学とは、明確に規定された人間集団の中で出現する健康関連の色々な事象の頻度と分布およびそれらに影響を与える要因を明らかにして、健康関連の諸問題に対する有効な対策樹立に役立てるための科学である。

疫学調査の方法は、同じ職業であるとか同じ地域に住んでいるといった「ある共通の性格を持つ特定の集団」（コホート）を対象としてある汚染物質の曝露量を調査するコホート研究が有力であり、曝露調査では、ある特定の集団からどのような病気が発生し、健康状態がどう変化したかを調査する。曝露調査は、曝露期間の観点から短期曝露と長期曝露に分けられる。短期曝露研究は、1日単位などの比較的短時間における大気汚染物質への曝露とその後の健康指標との関連を時系列的に解析したものである。長期曝露研究は、大気汚染物質への曝露が長期間にわたって継続することによって人に生じる健康影響を評価するものである。

PM2.5による健康影響の調査は、主に疫学調査によって行われてきた。PM2.5の疫学調査は、1990年代から米国を中心に行われてきた（PM2.5の環境基準が設定された2009（平成21）年9月までの主な研究成果は、甲第B1号証に要約されている。）。

イ 短期曝露影響（死亡）

疫学調査の結果、PM_{2.5}の短期曝露は、全死亡、呼吸系死亡、循環器系死亡の死亡率との関連が判明している。

例えば、2015（平成27）年国勢調査で人口20万以上だった110都市からPM_{2.5}観測データがあった100都市を対象にした研究では、PM_{2.5}濃度が10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 上昇するごとに外因性を除く総死亡が1.3%増加することが観察されている（甲B2）。同研究の結果では、PM_{2.5}濃度の上昇が循環器疾患死亡と呼吸器疾患死亡とも関連していた。

また、2002（平成14）年から2013（平成25）年の間に、東京23区で死亡した65歳以上の高齢者約66万人を対象にした研究では、PM_{2.5}が10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 上昇することにより当日の全死因死亡、心血管系死亡、呼吸器系死亡の死亡率がそれぞれ0.6%、0.8%、1%増加することが観察された。そして、「このような 短期曝露による健康影響は、国内のPM_{2.5}の1日平均値の基準値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下の濃度でも観察されており、基準値よりも低い濃度でも健康影響を無視できない」（下線部強調）（甲B3・3頁）とされている。

すなわち、後述するPM_{2.5}の環境基準値である1日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ より低濃度であっても、PM_{2.5}濃度が上昇することにより健康影響が生じることが判明している。

ウ 短期曝露影響（死亡以外）

PM_{2.5}の短期曝露は、死亡だけでなく、罹患にも影響を及ぼしている。例えば、入院治療中の気管支ぜん息患者等を対象にピークフロー値（息を吐き出したときの息の速度の最大値）を測定した調査では、PM_{2.5}濃度の増加とピークフロー値の低下との関連性が示された。PM_{2.5}濃度の上昇は、ぜん息を出現しやすくすることも報告されている（甲B1・3-18）。

また、大気汚染発生源がない離島の学校に通学する学生（37名）を対象

として行った大気汚染物質の呼吸器系への短期的影響を調査した研究では、PM_{2.5}濃度が増加すると、喘息の既往者ではピークフロー値の有意な低下がみられたと結論付けている（甲B4）。

エ 長期曝露影響

PM_{2.5}の長期曝露についても、健康影響との関連について研究成果が報告されている。例えば、3府県において、40歳以上の男女約10万人を10年間、15年間にわたって追跡調査した研究では、肺がんによる死亡とSPM濃度との間に有意な関連性が認められている。同研究は、SPM濃度からPM_{2.5}濃度を推計し、PM_{2.5}濃度と肺がんの関連性を認めている（甲B1・3-22～3-23）。

また、米国大陸部のメディケア（米国の高齢者向け医療保険）の全受給者を対象に、2000（平成12）年から2012（平成24）年の期間、PM_{2.5}の長期曝露による死亡率の増加を調査した研究では、米国の環境基準を下回る低濃度での曝露であっても、健康に悪影響を示す明確な証拠が示されたと結論付けた（甲B5の1・B5の2）。同研究は、PM_{2.5}の年平均が5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ までの低濃度での曝露であっても健康影響との相関関係が認められ、5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ までの低濃度において閾値は存在しないとの結果が得られたとしている。

オ 小児や胎児への影響

小児は、未だ身体が発達過程にある上、呼吸数や運動量、屋外で過ごす時間が大人に比べて多く、大人より大気汚染の影響を受けやすい。大気汚染は、小児の肺機能低下、呼吸器疾患の増加、ぜん息の悪化を引き起こす。また、乳児死亡も増加させることが報告されている。例えば、東京都23区で2002（平成14）年から2013（平成25）年の間に死亡した2086人の乳児を対象にした研究では、PM_{2.5}が10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 上昇すると乳児死亡率が6%増加することが報告されている（甲B3・5頁）。

大気汚染は、胎児、妊娠している母体への影響も指摘されている。特に、胎児は、各種臓器が発達過程であり、大気汚染などの環境物質に対して感受性が高い。静岡県の総合周産期母子医療センターで出産した女性を対象にした研究では、大きな道路近傍に住むことが、妊娠中母体合併症（妊娠高血圧、前記破水など）や早期出産を増加させている（甲B3・5頁）。妊娠中の大気汚染曝露は、その後、2歳、5歳、8歳などの行動発達に影響を与えることも示唆されている（甲B3・5頁）。

4 PM2.5に係る環境基準

(1) PM2.5に係る環境基準

PM2.5の曝露は、前記3のような健康影響を引き起こすことから、平成21（2009）年9月、PM2.5に係る環境基準が設定された。

環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である（環境基本法16条）。同条に基づいて定められた「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日環境省告示第33号）（甲B6）によれば、PM2.5に係る環境基準は、「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」とされている。

環境基準のうち、 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （マイクログラム・パー・立方メートル）とは、PM2.5の濃度を表す単位であり、大気1立方メートルあたりに含まれるPM2.5の重量を示している。1 μg は、0.001mgであり、0.000001gである。

環境基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない（環境基本法16条3項）。2012（平成24）年、米国は、PM2.5の環境基準のうち、年平均値を $12\mu\text{g}/\text{m}^3$ へと規制強化した（甲B8）。日本の環境基準は、米国から10年以上遅れて設定され、新たな科学研究が

集積されている現状からすれば、将来的には、日本でもPM_{2.5}の規制が強化されることが予想される。

(2) SPMに係る環境基準

SPMについては、1973（昭和48）年5月、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）によって環境基準が設定されている（甲B7）。同告示によれば、SPMに係る環境基準は、「一時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること」とされている。

(3) PM_{2.5}とSPMの環境基準の比較

PM_{2.5}とSPMの環境基準を比較すれば、表1のとおりである。PM_{2.5}に係る環境基準は、 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を単位に設定されている。PM_{2.5}は、1日平均値、1年平均値が基準になっており、1時間値での環境基準値は設けられていない。一方、SPMの環境基準は、 mg/m^3 を単位に設定されている。SPMは、1時間値、1日平均値が基準となっており、1年平均値での環境基準値は設けられていない。両物質は、1日平均値に基づく環境基準値が共通して設けられている。PM_{2.5}は、環境基準の制定時期や環境基準値がSPMとは異なることから、SPMの環境基準値を遵守していたとしてもPM_{2.5}の環境基準値を超過することがあり得る。

【表1】PM_{2.5}とSPMの環境基準の比較（原告ら代理人作成）

		SPM	PM _{2.5}
環境基準の制定時期		1973年5月	2009年9月
環境基準値	1時間値	0.20 mg/m ³ (200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 相当)	
	1日平均値	0.10 mg/m ³ (100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 相当)	35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
	1年平均値		15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

5 被告神戸製鋼らによるPM_{2.5}の排出

(1) 火力発電所によるPM_{2.5}の生成

PM_{2.5}は、発生源から直接、粒子として排出される一次生成粒子と、発生源からの排出時にはガス状物質であったが、大気中で化学反応などにより粒子化する二次生成粒子とがある。

火力発電所は、燃料をボイラーで燃焼させて蒸気を発生させる。蒸気は、タービンを回転させ、発電機を動かし発電する。燃料の燃焼に伴い発生する排気ガスは、燃料の性状に応じて、ばいじん、窒素酸化物(NO_x)、硫黄酸化物(SO_x)等の大気汚染物質が含まれる。ばいじんは、粒子としての性状を有しており、PM_{2.5}(一次生成粒子)を含んでいる。NO_x、SO_xは、ガス状の大気汚染物質であり、大気中の光やオゾンと化学反応することにより、粒子化し、PM_{2.5}(二次生成粒子)が生成される。

(2) 燃料種の比較

火力発電所は、石炭を燃料とする場合には、ばいじん、NO_x、SO_x等を排出する。石炭は、水銀等の重金属を含むことから、火力発電所は、水銀等も排出する。石炭の運搬や貯留時に屋外貯炭場等から石炭粉じんが飛散するおそれも存在する。

一方、火力発電所は、天然ガスを燃料とする場合には、NO_xを排出するのみであり、その量も少ない。

(3) 本件新設火力発電所によるPM_{2.5}の排出

本件新設火力発電所は、環境負荷が少ない天然ガス等他の燃料種が存在するにもかかわらず、石炭を燃料とすることが決まっている。本件新設火力発電所は、石炭の燃焼に伴い、PM_{2.5}(一次生成粒子)を含んだばいじんを排出する。また、本件新設火力発電所は、NO_x、SO_xを排出し、PM_{2.5}(二次生成粒子)が生成される。このように、本件新設火力発電所から直接排出されたPM_{2.5}と二次生成されたPM_{2.5}が相まって、原告ら周辺住民の生

活領域に到達することになる。

被告神戸製鋼作成にかかる補足説明資料（大気質関係3）（甲7・3頁）によれば、既設発電所からは、SO_xが410 t／年、NO_xが745 t／年、ばいじんが116 t／年が排出されているところ、これに加え本件新設火力発電所からは、SO_xが289 t／年、NO_xが601 t／年、ばいじんが80 t／年が新たに排出されると試算されている（利用率80％の場合）。前記の通り、SO_xやNO_xは、大気中で化学反応を起こしPM_{2.5}を二次生成することから、二次生成まで考慮すれば、新設発電所の稼働により大量のPM_{2.5}が新たに排出されることになる。

(4) 神戸市内のばいじん排出量における被告らの寄与が大きいこと

環境省が行っている大気汚染物質排出量総合調査（平成26年度実績）（甲B9）、同資料抜粋（甲B10）によれば、兵庫県の平成26（2014）年度のばいじん排出量は、1756 t／年（甲B9・12頁）であり、そのうち神戸市の排出量が127 t／年（甲B10・43頁）で約7.2％を占めている。前記（3）で指摘した通り、本件新設火力発電所は、利用率80％の場合で、ばいじんが80 t／年排出すると試算されている。神戸市の年間排出量は、年間約60％以上も増加する。被告神戸製鋼のばいじん排出量は、神戸市の年間排出量においていかに大きな割合を占めているのかが一目瞭然である。

同様に、PM_{2.5}を二次生成するSO_x・NO_xについても、神戸市全体の排出量における本件新設火力発電所の排出量が占める割合は大きい。

以上からすれば、神戸市内におけるPM_{2.5}は、被告神戸製鋼らの寄与が極めて大きい。

(5) 小括

したがって、被告神戸製鋼らは、本件新設火力発電所から一次生成、二次生成として大量のPM_{2.5}を排出する。

6 環境影響評価におけるPM_{2.5}の調査・予測・評価の不実施

前記5のとおり、本件新設火力発電所は、健康影響を及ぼす危険性が存在するPM_{2.5}を新たに大量に排出する。SPMは、PM_{2.5}と同様に、一次生成粒子と二次生成粒子から構成されることから、本件新設火力発電所に係る環境影響評価手続において、調査・予測・評価が実施された。一方、被告神戸製鋼は、PM_{2.5}に関する調査・予測・評価を実施していないか、公表していない。

すなわち、被告神戸製鋼は、平成26（2014）年12月の計画段階環境配慮書の段階では、大気汚染物質として、SO₂、NO₂、SPMとともに、PM_{2.5}にも言及していた。同書面では、PM_{2.5}は、「一般局18局の内、年間有効測定日数未満の5局を除く13局中6局（約46％）で環境基準の長期基準に適合しているが、年間有効測定日数未満の1局を除く全ての自排局で環境基準の長期基準に適合していない。一般局18局の内、年間有効測定日数未満の5局を除く13局中1局（約8％）で環境基準の短期基準に適合しているが、年間有効測定日数未満の1局を除く全ての自排局で環境基準の短期基準に適合していない」（平成26年12月計画段階環境配慮書35頁）と記載されていた。

その後、被告神戸製鋼は、計画段階環境配慮書に関して寄せられた一般の意見に対し、「PM_{2.5}については、精度の高い予測手法が確立されていませんが、最新の知見を収集するなど実態の把握を進め、環境影響評価の実施について検討いたします」と回答し、PM_{2.5}に係る環境影響評価の実施を検討するとしていた（平成27年6月環境影響評価方法書408頁）。

兵庫県知事は、環境影響評価方法書に対する県知事意見において、「微小粒子状物質について、原因物質の排出抑制に努めるとともに、予測手法等に関する最新の知見を継続的に収集するなどの実態把握に努め、可能な範囲で調査、予測及び評価を行うこと」（平成29年7月環境影響評価準備書423頁）と主張し、可能な範囲でのPM_{2.5}に係る調査・予測・評価の実施を求めた。

にもかかわらず、被告神戸製鋼は、環境影響評価手続においてPM_{2.5}に係

る調査・予測・評価を実施しなかった。その理由は、「微小粒子状物質については、その生成メカニズムが十分解明されておらず、単一の発電所の影響について制度の高い予測方法が確立されていないため環境影響評価項目に選定しておりません」（同429頁）とされている。また、被告神戸製鋼は、環境影響評価方法書に関して寄せられた一般の意見に対し、「PM2.5及び光化学オキシダントについては、その生成メカニズムが十分解明されておらず、精度の高い予測手法が確立されていないため環境影響評価項目に選定しておりません。PM2.5については、今後、国の動向を注視し、最新の知見を収集するなど実態の把握を進め、精度の高い予測手法が確立された際には、環境影響評価の実施について検討してまいります」（同369頁）と回答した。

被告コベルコパワー神戸第二は、環境影響評価書準備書に関して寄せられた一般の意見に対しても、PM2.5は、「その生成メカニズムは十分解明されておらず、また単一の発電所の影響について精度の高い予測手法が確立されていません。そのため、『発電所アセスの手引』ではPM2.5は参考項目として選定されておらず、予測評価を実施しておりません」（平成30年5月環境影響評価書1550頁）とする。

前記3、4のとおり、PM2.5への曝露は、健康影響を誘発することから、健康影響を事前予防する目的で環境基準が設定されている。けれども、被告神戸製鋼は、PM2.5に係る調査・予測・評価を行わないか、調査・予測・評価の結果ないし検討内容を公表していない。このような被告神戸製鋼らの態度は、PM2.5による健康影響を軽視し、PM2.5に係る環境基準が設定されていること、その評価がSPMに関する評価で完全に代替できるものではないことを看過するものである。

第2 求釈明

原告らは、本件新設火力発電所の稼働によって発生するPM2.5による人格

権、健康平穩生活権の侵害を根拠として本件新設火力発電所の建設等の差止めを求めている。差止めの判断に際しては、被告神戸製鋼らによるPM2.5の排出やPM2.5が原告らに到達する経路が検討されなければならない。

被告神戸製鋼らは、環境影響評価手続において、新設火力発電所によるPM2.5の排出量や到達濃度を調査・予測・評価していない。けれども、PM2.5の拡散モデルや予測手法は、既に複数存在しており、PM2.5の到達濃度等は推計することができる。被告神戸製鋼らは、すでに長期間既存火力発電所を運営してきたのであるから、その保有するデータを用いて、新設火力発電所によるPM2.5の排出量、各地域への到達濃度をシュミレーションすることが可能なはずである。

そこで、原告らは、被告神戸製鋼、被告コベルコパワー第二に対し、以下のとおり、文書の任意の提出と釈明を求める。

- 1 被告神戸製鋼、被告コベルコパワー神戸第二は、本件新設火力発電所の環境影響評価手続において作成し、関係機関に送付した計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書を証拠として提出されたい。
- 2 被告神戸製鋼は、平成27年6月の環境影響評価方法書では、PM2.5に関して「精度の高い予測手法が確立されていませんが、最新の知見を収集する」と記載していた。かかる記載がなされた平成27年6月当時、被告神戸製鋼は、PM2.5に関してどのような知見を収集していたのかを明らかにされたい。
また、それと比較して本件訴訟の第4回口頭弁論期日（令和元年8月20日）時点において、被告神戸製鋼、被告コベルコパワー神戸第二は、PM2.5に関してどのような最新の知見を集積しているのかを明らかにされたい。
- 3 被告神戸製鋼、被告コベルコパワー神戸第二は、本件新設火力発電所に係る環境影響評価手続において、PM2.5の調査・予測・評価を実施しなかった。

被告神戸製鋼、被告コベルコパワー第二は、本件新設火力発電所建設にあたり、公表はしなかったものの環境影響評価の過程において、あるいは環境影響評価の手続外において、何らかの手法を用いて、PM_{2.5}の調査・予測・評価を行っているか否かを明らかにされたい。

- 4 被告神戸製鋼、被告コベルコパワー神戸第二は、本件新設火力発電所から排出されるPM_{2.5}（一次生成粒子）の排出量に関する調査・予測・評価を実施している場合には、その結果を開示されたい。
- 5 被告神戸製鋼、被告コベルコパワー神戸第二は、本件新設火力発電所から排出される排気ガスから生成されるPM_{2.5}（二次生成粒子）の生成量に関する調査・予測・評価を実施している場合には、その結果を開示されたい。
- 6 被告神戸製鋼、被告コベルコパワー神戸第二は、本件新設火力発電所から排出されたPM_{2.5}（一次生成粒子）と本件新設火力発電所から排出された排気ガスから生成されるPM_{2.5}（二次生成粒子）の神戸市灘区、東灘区、中央区、芦屋市などの主な地域への到達濃度に関する調査・予測・評価を実施している場合には、その結果を開示されたい。

以上